

議第1号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 1 0 3 . 5 h a	<p>長後字宿中分地内において、箇所番号 3 3 の区域を縮小</p> <p>高倉字槐戸及び枯藪地内において、箇所番号 8 6 の区域を縮小</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 1 3 2 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 1 3 6 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 1 3 7 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 1 3 8 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 1 8 1 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>遠藤字菖蒲沢境地内において、箇所番号 6 3 3 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>大庭字羽根沢地内において、箇所番号 2 5 7 の区域を縮小</p> <p>天神町二丁目地内において、箇所番号 2 7 3 の区域を廃止</p> <p>天神町二丁目地内において、箇所番号 2 7 5 の区域を縮小</p> <p>稲荷一丁目地内において、箇所番号 3 7 0 の区域を廃止</p> <p>鵜沼神明二丁目地内において、箇所番号 3 9 4 の区域を廃止</p> <p>鵜沼藤が谷四丁目地内において、箇所番号 5 6 4 の区域を廃止</p> <p>辻堂太平台一丁目地内において、箇所番号 5 7 8 の区域を廃止</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

1 箇所番号 3 3

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、縮小の都市計画変更を行うものです。

2 箇所番号 8 6

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をしたため、営農が困難となり、今後も後継者が営農可能な部分を残して買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、縮小の都市計画変更を行うものです。

3 箇所番号 1 3 2

本生産緑地地区は、現在施行中の菖蒲沢境土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に合わせて、位置、区域及び面積の都市計画変更を行うものであり、従前の箇所番号 1 3 2 の区域及び同区域と一体となる従前の箇所番号 1 3 7 の一部の区域を、新たに箇所番号 1 3 2 として指定するものです。

4 箇所番号 1 3 6

本生産緑地地区は、現在施行中の菖蒲沢境土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に合わせて、位置、区域及び面積の都市計画変更を行うものであり、従前の箇所番号 1 3 6 の一部の区域及び同区域と一体となる従前の箇所番号 1 3 7 の一部の区域を、新たに箇所番号 1 3 6 として指定するものです。

5 箇所番号 1 3 7

本生産緑地地区は、現在施行中の菖蒲沢境土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に合わせて、位置、区域及び面積の都市計画変更を行うものであり、従前の箇所番号 1 3 7 の一部の区域及び同区域と一体となる従前の箇所番号 1 3 6 の一部の区域を、新たに箇所番号 1 3 7 として指定するものです。

6 箇所番号138

本生産緑地地区は、現在施行中の菖蒲沢境土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に合わせて、位置、区域及び面積の都市計画変更を行うものであり、従前の箇所番号138の区域及び同区域と一体となる従前の箇所番号181の一部の区域を、新たに箇所番号138として指定するものです。

7 箇所番号181

本生産緑地地区は、現在施行中の菖蒲沢境土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に合わせて、位置、区域及び面積の都市計画変更を行うものであり、従前の箇所番号181の一部の区域を新たに箇所番号181として指定するものです。

8 箇所番号257

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、縮小の都市計画変更を行うものです。

9 箇所番号273

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をしたため、営農が困難となり、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

10 箇所番号275

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をしたため、営農が困難となり、今後も後継者が営農可能な部分を残して買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、縮小の都市計画変更を行うものです。

11 箇所番号370

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

1 2 箇所番号 3 9 4

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

1 3 箇所番号 5 6 4

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

1 4 箇所番号 5 7 8

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換も適わず、廃止の都市計画変更を行うものです。

1 5 箇所番号 6 3 3

本生産緑地地区は、現在施行中の菖蒲沢境土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業にかかる仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に合わせて、位置、区域及び面積の変更を行うものであり、従前の箇所番号 1 3 6 の一部の区域及び従前の箇所番号 1 3 7 の一部の区域を、新たに箇所番号 6 3 3 として指定するものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 1 0 3 . 5 h a	5 6 1
旧	約 1 0 5 . 2 h a	5 6 5
増減	－約 1 . 7 h a	－ 4

都市計画策定の経緯

1 都市計画決定・変更年月日

- 1992年（平成4年）11月13日告示（市告第193号）
指定面積99.1ha 指定箇所数543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日告示（市告第185号）
指定面積102.5ha 指定箇所数565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日告示（市告第192号）
指定面積105.7ha 指定箇所数581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日告示（市告第216号）
指定面積108.4ha 指定箇所数593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日告示（市告第241号）
指定面積109.1ha 指定箇所数598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日告示（市告第228号）
指定面積108.1ha 指定箇所数589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日告示（市告第262号）
指定面積107.4ha 指定箇所数586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日告示（市告第250号）
指定面積106.8ha 指定箇所数580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日告示（市告第265号）
指定面積105.7ha 指定箇所数574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日告示（市告第221号）
指定面積103.8ha 指定箇所数563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日告示（市告第249号）
指定面積102.4ha 指定箇所数554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日告示（市告第251号）
指定面積101.9ha 指定箇所数550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日告示（市告第167号）
指定面積105.3ha 指定箇所数564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日告示（市告第279号）
指定面積104.9ha 指定箇所数561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日告示（市告第278号）
指定面積104.5ha 指定箇所数560箇所

2007年（平成19年）12月27日告示（市告第293号）
指定面積103.7ha 指定箇所数553箇所

2008年（平成20年）12月25日告示（市告第297号）
指定面積103.6ha 指定箇所数552箇所

2009年（平成21年）12月25日告示（市告第295号）
指定面積105.2ha 指定箇所数565箇所

都市計画を定める土地の区域

- | | |
|------------|---|
| (1) 追加する部分 | なし |
| (2) 削除する部分 | なし |
| (3) 変更する部分 | 長後字宿中分、高倉字槐戸及び枯藪、遠藤字菖蒲沢境、大庭字羽根沢、天神町二丁目、稲荷一丁目、
鵜沼神明二丁目、鵜沼藤が谷四丁目及び辻堂太平台一丁目 |

生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(1/5)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
33	縮小	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（B氏）が死亡（平成22年2月16日）し、後継者が営農できる箇所を残してC氏から買取申出（平成22年4月30日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成22年7月30日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定（平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出（平成22年4月30日 都市計画課 収受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知（平成22年5月28日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知（平成22年7月30日付 申請者へ通知）
86	縮小	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（D氏）が農業従事を不可能にさせる故障として認定され（平成21年12月9日）、後継者が営農できる箇所を残してD氏から買取申出（平成22年7月5日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成22年10月5日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定（平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出（平成22年7月5日 都市計画課 収受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知（平成22年8月4日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知（平成22年10月5日付 申請者へ通知）
132	位置、区域及び面積	1. 当該生産緑地地区は、菖蒲沢境土地地区画整理事業の区域内に存しており、当該土地地区画整理事業にかかる仮換地の使用収益が開始されることから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うもの。	1. 当該生産緑地地区の区域が現在施行中の土地地区画整理事業の区域内に存し、仮換地の使用収益が開始されることによる。	1. 生産緑地地区の決定 箇所番号132（平成4年11月13日付 告示）

生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(2/5)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
136	位置、区域及び面積	1. 当該生産緑地地区は、菖蒲沢境土地地区画整理事業の区域内に存しており、当該土地地区画整理事業にかかる仮換地の使用収益が開始されることから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うもの。	1. 当該生産緑地地区の区域が現在施行中の土地地区画整理事業の区域内に存し、仮換地の使用収益が開始されることによる。	1. 生産緑地地区の決定 箇所番号136（平成4年11月13日付 告示）
137	位置、区域及び面積	1. 当該生産緑地地区は、菖蒲沢境土地地区画整理事業の区域内に存しており、当該土地地区画整理事業にかかる仮換地の使用収益が開始されることから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うもの。	1. 当該生産緑地地区の区域が現在施行中の土地地区画整理事業の区域内に存し、仮換地の使用収益が開始されることによる。	1. 生産緑地地区の決定 箇所番号137（平成4年11月13日付 告示）
138	位置、区域及び面積	1. 当該生産緑地地区は、菖蒲沢境土地地区画整理事業の区域内に存しており、当該土地地区画整理事業にかかる仮換地の使用収益が開始されることから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うもの。	1. 当該生産緑地地区の区域が現在施行中の土地地区画整理事業の区域内に存し、仮換地の使用収益が開始されることによる。	1. 生産緑地地区の決定 箇所番号138（平成4年11月13日付 告示）

生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(3/5)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
181	位置、区域及び面積	1. 当該生産緑地地区は、菖蒲沢境土地地区画整理事業の区域内に存しており、当該土地地区画整理事業にかかる仮換地の使用収益が開始されることから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うもの。	1. 当該生産緑地地区の区域が現在施行中の土地地区画整理事業の区域内に存し、仮換地の使用収益が開始されることによる。	1. 生産緑地地区の決定 箇所番号181（平成4年11月13日付 告示）
257	縮小	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（I氏）が死亡したため（平成20年10月25日）、後継者が営農できる箇所を残してJ氏から買取申出（平成21年7月24日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成21年10月24日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成21年7月24日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成21年8月24日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成21年10月24日付 申請者へ通知）
273	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（L氏）が農業従事を不可能にさせる故障として認定され（平成21年8月4日）、後継者が営農できる箇所を残してL氏から買取申出（平成21年12月14日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成22年3月14日）された	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成21年12月14日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成22年1月14日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成22年3月14日付 申請者へ通知）

生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(4/5)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
275	縮小	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者(L氏)が農業従事を不可能にさせる故障として認定され(平成21年8月4日)、後継者が営農できる箇所を残してL氏から買取申出(平成21年12月14日)がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除(平成22年3月14日)された	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 (平成4年11月13日付 告示) 2. 生産緑地地区の買取申出 (平成21年12月14日 都市計画課 收受) 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 (平成22年1月14日付 申請者へ通知) 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 (平成22年3月14日付 申請者へ通知)
370	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者(O氏)が死亡したため(平成21年11月2日)、後継者もいないことからP氏から買取申出(平成22年1月5日)がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除(平成22年4月5日)された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 (平成4年11月13日付 告示) 2. 生産緑地地区の買取申出 (平成22年1月5日 都市計画課 收受) 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 (平成22年2月4日付 申請者へ通知) 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 (平成22年4月5日付 申請者へ通知)
394	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者(Q氏)が死亡したため(平成21年12月29日)、後継者もいないことからR氏から買取申出(平成22年7月1日)がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除(平成22年10月1日)された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 (平成4年11月13日付 告示) 2. 生産緑地地区の買取申出 (平成22年7月1日 都市計画課 收受) 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 (平成22年7月28日付 申請者へ通知) 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 (平成22年10月1日付 申請者へ通知)

生産緑地地区の都市計画変更に係わる経緯及び理由の概要一覧表(5/5)

箇所番号	都市計画変更の種類	都市計画変更に係わる経緯	都市計画変更に係わる理由	都市計画変更に係わる判断資料等
564	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（S氏）が死亡したため（平成21年10月22日）、後継者もないことからT氏から買取申出（平成22年1月15日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成22年4月15日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成5年12月24日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成22年1月15日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成22年2月14日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成22年4月15日付 申請者へ通知）
578	廃止	1. 当該生産緑地地区の主たる従事者（Q氏）が死亡したため（平成21年12月29日）、後継者もないことからR氏から買取申出（平成22年7月1日）がなされたが、買取が行われず、行為の制限が解除（平成22年10月1日）された。	1. 生産緑地地区の行為制限が解除されたことによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成6年12月22日付 告示） 2. 生産緑地地区の買取申出 （平成22年7月1日 都市計画課 收受） 3. 生産緑地地区の買い取らない旨の通知 （平成22年7月28日付 申請者へ通知） 4. 生産緑地地区内における行為制限解除通知 （平成22年10月1日付 申請者へ通知）
633	位置、区域及び面積	1. 当該生産緑地地区は、菖蒲沢境土地地区画整理事業の区域内に存しており、当該土地地区画整理事業にかかる仮換地の使用収益が開始されることから、当該仮換地の区域及び面積に合わせた区域の変更を行うもの。	1. 当該生産緑地地区の区域が現在施行中の土地地区画整理事業の区域内に存し、仮換地の使用収益が開始されることによる。	1. 生産緑地地区の決定 （平成4年11月13日付 都市計画課 收受）

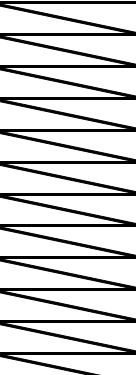

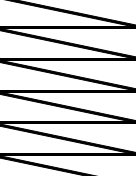
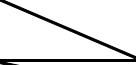

(様式1)

生産緑地地区内農地等一覧表

箇所番号	都市計画決定面積	指定申出面積	農地等の所在地	登記簿地目	登記簿面積 (*で表している地積は、筆全体の地積)	仮換地面積	登記簿上の所有者名	指定申出者名	指定申出者の地区内農地に対する権利の種類	地区内農地等に対する指定申出者以外の者の権利の種類及び氏名	備考	
33	1,420 m ² (4,030 m ²)	1,420 m ² (4,026 m ²)	藤沢市長後字宿中分973	畑	247 m ²		B	A	所有権		行為制限解除	縮小
			" 975	畑	621 m ²							
			" 963-1	畑	383 m ²						行為制限解除	
			" 980-1	畑	799 m ²							
			" 960-1	畑	492 m ²						行為制限解除	
			" 961-1	畑	561 m ²						行為制限解除	
			" 962-1	畑	327 m ²						行為制限解除	
			" 960-2	畑	329 m ²						行為制限解除	
" 972	畑	267 m ²		行為制限解除								
86	2,380 m ² (2,550 m ²)	2,384.62 m ² (2,553.62 m ²)	藤沢市高倉字槐戸534-2	宅地	210.62 m ²		D	D	所有権			縮小
			" 535-1	畑	1,096 m ²							
			" 536-1	畑	727 m ²							
			藤沢市高倉字枯藪1164-1	畑	319 m ²							
			" 1164-4	畑	169 m ²						行為制限解除	
" 1165-1	原野	32 m ²										
132	1,470 m ² (560 m ²)	1,471 m ² (561 m ²)	藤沢市菖蒲沢境区画5-22 (遠藤字菖蒲沢境3618-7)	畑	561 m ²	369 m ²	E	E	所有権		従前No. 132	位置、区域及び面積の変更
			" 5-25 (遠藤字菖蒲沢境3609の一部)	畑	1,361 m ² *	258 m ²	F	F	所有権		従前No. 137	
			" 5-1 (遠藤字菖蒲沢境3616-1の一部)	畑	1,604 m ² *	844 m ²					従前No. 137	
136	1,120 m ² (1,890 m ²)	1,118 m ² (1,890 m ²)	藤沢市菖蒲沢境区画11-6 (遠藤字菖蒲沢境3655)	田	271 m ²	948 m ²	F	F	所有権		従前No. 136	位置、区域及び面積の変更
			" (遠藤字菖蒲沢境3656)	田	300 m ²						従前No. 136	
			" (遠藤字菖蒲沢境3614-1)	畑	1,004 m ²						従前No. 137	
			" 11-5 (遠藤字菖蒲沢境3616-1の一部)	畑	1,604 m ² *					170 m ²		
137	3,470 m ² (9,010 m ²)	3,471 m ² (9,010.86 m ²)	藤沢市菖蒲沢境区画12-1 (遠藤字菖蒲沢境3657)	田	257 m ²	364 m ²	F	F	所有権		従前No. 136	位置、区域及び面積の変更
			" (遠藤字菖蒲沢境3658)	田	185 m ²						従前No. 136	
			" (遠藤字菖蒲沢境3659)	田	234 m ²						従前No. 136	
			" 12-2 (遠藤字菖蒲沢境3607)	畑	2,132 m ²	2,265 m ²					従前No. 137	
			" (遠藤字菖蒲沢境3608-1)	畑	733 m ²						従前No. 137	
			" (遠藤字菖蒲沢境3608-2)	田	495.86 m ²						従前No. 137	
			" 12-3-1 (遠藤字菖蒲沢境3609の一部)	畑	1,361 m ² *					643 m ²		
" 12-4 (遠藤字菖蒲沢境3606)	畑	333 m ²	199 m ²		従前No. 137							

(様式1)

生産緑地地区内農地等一覧表

箇所番号	都市計画決定面積	指定申出面積	農地等の所在地	登記簿地目	登記簿面積 (*で表している地積は、筆全体の地積)	仮換地面積	登記簿上の所有者名	指定申出者名	指定申出者の地区内農地に対する権利の種類	地区内農地等に対する指定申出者以外の者の権利の種類及び氏名	備考		
138	(1,750 m ²) (1,370 m ²)	(1,749 m ²) (1,365 m ²)	藤沢市菖蒲沢境区画13-4-2 (遠藤字菖蒲沢境3565-1の一部)	畑	1,291 m ² *	230 m ²	H	G	所有権		従前No. 181	位置、区域及び面積の変更	
			" 13-5 (遠藤字菖蒲沢境3600)	畑	1,365 m ²	735 m ²					従前No. 138		
			" 13-6 (遠藤字菖蒲沢境3581)	畑	684 m ²	490 m ²					従前No. 181		
			" 13-7 (遠藤字菖蒲沢境3566-2)	畑	333 m ²	294 m ²					従前No. 181		
181	(720 m ²) (2,310 m ²)	(715 m ²) (2,308 m ²)	藤沢市菖蒲沢境区画19-5 (遠藤字菖蒲沢境3565-1の一部)	畑	1,291 m ² *	715 m ²	H	G	所有権		従前No. 181	位置、区域及び面積の変更	
257	(6,420 m ²) (7,660 m ²)	(6,419 m ²) (7,655 m ²)	藤沢市大庭字羽根沢5594-2	畑	205 m ²		J	I	所有権			縮小	
			" 5594-7	畑	201 m ²								行為制限解除
			" 5594-3	畑	2,110 m ²								
			" 5594-8	畑	182 m ²								行為制限解除
			" 5594-9	畑	311 m ²								行為制限解除
			" 5594-4	畑	159 m ²								
			" 5592-1	畑	686 m ²								
			" 5592-2	畑	1,125 m ²								
			" 5593	畑	2,003 m ²								
			" 5583-1	畑	540 m ²								行為制限解除
			" 5594-5	畑	29 m ²								
" 5594-6	畑	102 m ²											
273	(0 m ²) (1,360 m ²)	(0 m ²) (1,360 m ²)	藤沢市天神町二丁目22-4	畑	347 m ²		K	K	所有権		行為制限解除	廃止	
			" 22-5	畑	212 m ²						行為制限解除		
			" 22-7	畑	402 m ²						行為制限解除		
			" 22-8	畑	399 m ²						行為制限解除		
275	(7,570 m ²) (7,670 m ²)	(7,568.21 m ²) (7,668.34 m ²)	藤沢市天神町二丁目13-2	畑	6,265 m ²		K	K	所有権			縮小	
			" 13-25	畑	98 m ²		M						行為制限解除
			" 13-5	宅地	443.35 m ²		K						
			" 13-26	宅地	1.13 m ²		M						行為制限解除
			" 13-6	畑	674 m ²		K						
" 13-7	宅地	185.86 m ²											
370	(0 m ²) (990 m ²)	(0 m ²) (985 m ²)	藤沢市稲荷一丁目121-1	畑	985 m ²		O	N	所有権		行為制限解除	廃止	
394	(0 m ²) (1,620 m ²)	(0 m ²) (1,616 m ²)	藤沢市鵠沼神明二丁目989	畑	690 m ²		Q	Q	所有権		行為制限解除	廃止	
			" 988-1	畑	926 m ²						行為制限解除		

(様式1)

生産緑地地区内農地等一覧表

箇所番号	都市計画決定面積	指定申出面積	農地等の所在地	登記簿地目	登記簿面積 (*で表している地積は、筆全体の地積)	仮換地面積	登記簿上の所有者名	指定申出者名	指定申出者の地区内農地に対する権利の種類	地区内農地等に対する指定申出者以外の者の権利の種類及び氏名	備考	
											行為制限解除	
564	0 m ² (2,080 m ²)	0 m ² (2,081.49 m ²)	藤沢市鵜沼藤が谷四丁目6832-3	畑	277 m ²		S	S	所有権		行為制限解除	廃止
			" 6833-2	畑	451 m ²						行為制限解除	
			" 6833-3	畑	879 m ²						行為制限解除	
			" 6834-1	畑	375 m ²						行為制限解除	
			" 6834-2	畑	1.32 m ²						行為制限解除	
			" 6849-1	畑	87 m ²						行為制限解除	
			" 6849-2	畑	10 m ²						行為制限解除	
			" 6849-3	畑	1.17 m ²						行為制限解除	
578	0 m ² (1,530 m ²)	0 m ² (1,527 m ²)	藤沢市辻堂太平台一丁目15-20	畑	511 m ²		Q	Q	所有権		行為制限解除	廃止
			" 15-21	畑	1,016 m ²						行為制限解除	
633	1,080 m ² (- m ²)	1,081 m ² (- m ²)	藤沢市菖蒲沢境区画11-2 (遠藤字菖蒲沢境3660)	田	178 m ²	1,081 m ²	F	F	所有権		従前No. 136	位置、区域及び面積の変更
			" (遠藤字菖蒲沢境3661)	田	158 m ²						従前No. 136	
			" (遠藤字菖蒲沢境3662)	田	307 m ²						従前No. 136	
			" (遠藤字菖蒲沢境3649-1)	山林	1,348 m ²						従前No. 137	
計	追加	- m ²	- m ²									
	廃止	7,580 m ²	7,569.49 m ²									
	面積の変更	27,400 m ² (37,050 m ²)	27,397 m ² (37,038 m ²)									
総計	1,034,530 m ² (1,051,760 m ²)											
総計	103.5 ha (105.2 ha)											

議第2号

建築基準法第51条ただし書の規定による
卸売市場の位置の指定

卸売市場の位置の指定

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき卸売市場の位置を次のとおり指定する。

名 称	地方卸売市場株式会社藤沢金中食品市場	
位 置	藤沢市片瀬336番1 他5筆	
敷地面積	4,539.23㎡	
地域地区等	第二種住居地域（容積率 200%、建ぺい率 60%） 準防火地域	
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造平屋建て（新築せり売り場） 鉄骨造2階建て（既存せり売り場） 鉄筋コンクリート造2階建て（既存事務所 一部 せり売り場）
	主要用途	卸売市場
	建築面積	2,222.04㎡
	延床面積	2,794.38㎡
	作業内容	青果物を取り扱う地方卸売市場
	対象区域	藤沢市南部
	車両台数	342台/日 （223台/午前7時から午後7時） （119台/午後7時から午前7時）
	建 築 主	住所 藤沢市片瀬336番地 氏名 株式会社藤沢金中食品市場 代表取締役 鈴木 光春

理 由： 本施設は藤沢市域南部を中心に青果物を取り扱う地方卸売市場であり、建築基準法第51条に規定する卸売市場に該当するものである。

当初施設は昭和30年に建築基準法に基づく許可を得て建築したものであるが、公共事業に伴う敷地内整備を行うにあたり、現状敷地形状が当初と異なるため、再度許可を行う必要が生じたものである。

本施設は、民間事業者が運営するものであり、経済情勢等による影響を受ける私益性のある施設で、広域性や恒久性の担保を必要とする施設と見なし難い事由により、都市計画決定を行わず、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可を再度行おうとするものである。

許可にあたっては、環境や交通量等が都市計画上支障のない範囲のものと認められる計画であるため、藤沢市都市計画審議会の議を経ようとするものである。